

# 遊行三十一代祖 京畿御修行記

橘 俊道校註

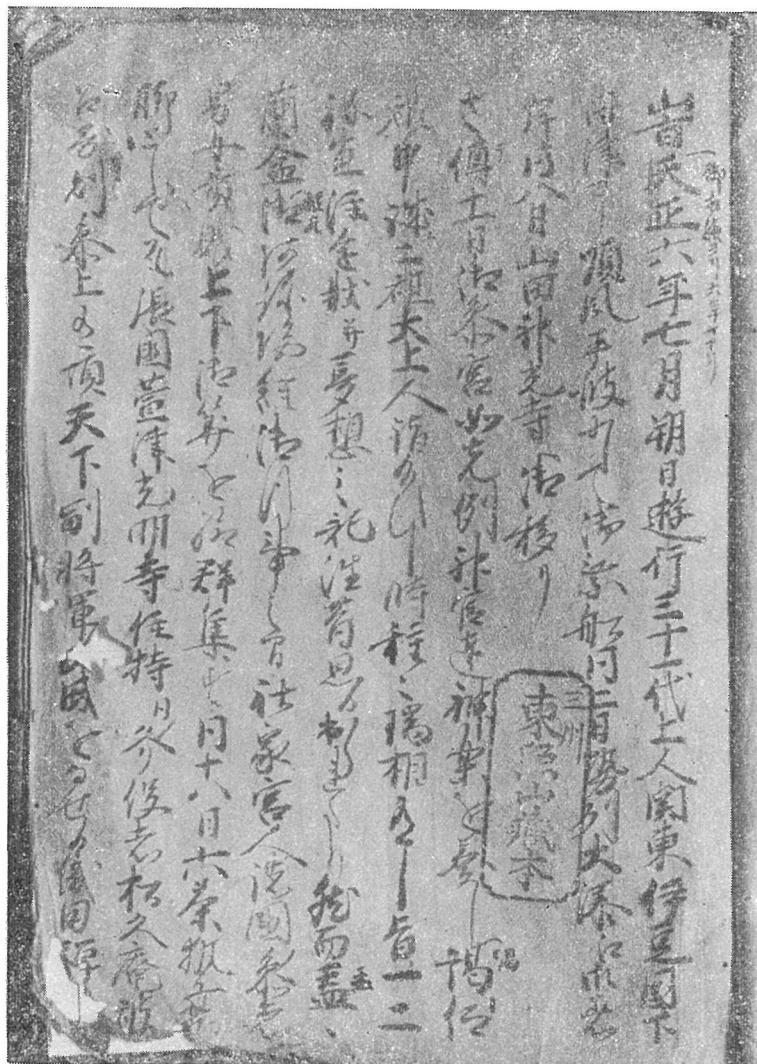
## はじめに

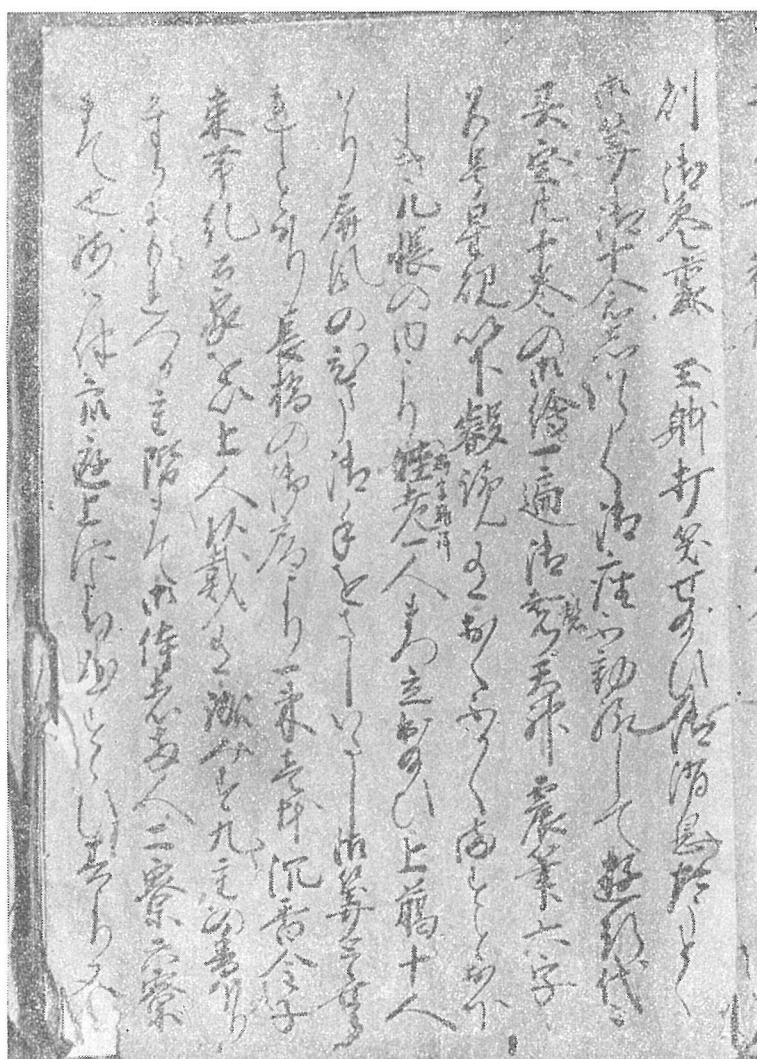
遊行三十一代同念は二十五代仏天の法資。元龜四年七月十八日、常陸江戸崎顯声寺において遊行相続。廻国十二年、天正十二年日向光照寺において、三十二代普光に遊行を譲り、同寺に閑居四年、天正十五年六月二十八日入寂世寿七十才。墓は同寺にある。

此の書は天正六年七月一日伊豆下田より海上伊勢大湊へ渡り、それより伊勢・尾張・美濃・近江・京・大和をめぐり、天正八年三月大和当麻寺留錫までの一年八ヶ月に亘る遊行の記録である。撰者は不明。原本ではなく写本と思われるが、他に異本の存在は知られていない。

本書の体裁は縦三〇・七糸横二一・五糸美濃紙袋綴、本文二十五丁各葉十行、各行不同であるが大体二十二乃至二十五字である。淡色表紙を付するが、題簽並びに内題を欠く。その巻首第一葉に、三州東照山藏本の印が捺されている。今仮に遊行三十一代祖京畿御修行記と呼ぶことにする。

今回の公刊は長崎氏夫人故康子刀自の一周忌に当たり、そ





の供養の意味をこめて私にその発表をまかされたものである。読解に当つては終始同氏の御指導にあずかった。感謝の意を表する。

翻刻に当つては次の諸点を考慮した。

1、文段の区切りは、内容の上から編者が適宜塩梅した。

2、漢字はなるべく原本のままとしたが、仮名のうち変体かなはひらがなに改めた。

3、句読点、漢文の部分の返り点その他記号は編者が加えた。

4、□は虫損のため読み難き文字、□の中の文字は判読を示す。明らかに誤字と思われるもの又は宛字は、右側に( )の中に訂正を加えた。

5、傍註はなるべく簡略に止め、詳しくは補註に譲つた。

6、原本行間に後人の書き入れがあるが一切省いた。

時天正六年七月朔日、遊行三十一代上人関東伊豆国下田津ヨリ、順風平波にして御乗船。同二日勢州大湊江御着岸。

同八日<sup>四</sup>山田神光寺へ御移り。  
さ<sup>て</sup>傳十一日御参宮。如<sup>ミ</sup>先例<sup>一</sup>神官達神樂を奏し謁仰被<sup>(退)</sup>

申。誠<sup>ニ</sup>二祖大上人詣玉ひし時種々瑞相有し旨、一二禰宣

注進状并夢想之記、往昔思ひ出られたり。然而孟蘭盆御阿弥陀經御行事之間、社家宮人諸國ノ參者男女貴賤上下御算<sup>六ふた</sup>を給群集す。

一 同念上人 二 静岡県加茂郡下田町 三 伊勢市大湊町 四 伊勢市一木町越坂にあった。庵寺 五 一遍上人縁起絵第九。正安三年十月参拝。補註( ) 六 一遍以来遊行上人の配る念佛の札

同十八日六茶執子飛脚として、尾張国萱津光明寺住持同久り役者松久庵被<sup>ミ</sup>召寄<sup>レ</sup>、則参上有頃、天下副將軍武威をなせる織田彈正忠信長へ、可<sup>レ</sup>有<sup>ミ</sup>御案内<sup>一</sup>上意、四寮御了<sup>一〇</sup>簡尤可<sup>レ</sup>然之由<sup>一</sup>。阿弥陀仏依<sup>レ</sup>被<sup>ミ</sup>申上<sup>一</sup>、御音物唐錦<sup>一</sup>金襴<sup>一</sup>惟紅盆香答<sup>一</sup>長成御使三留主居箸屋同松久庵江州安土へ出<sup>ハ</sup>歩。彼一頭林佐渡守早速披露之処、信長事外有<sup>ミ</sup>喜悦<sup>一</sup>。分<sup>一</sup>國御修行可<sup>レ</sup>為<sup>ミ</sup>御自由<sup>一</sup>之趣御返事有<sup>レ</sup>。

されハ山田可<sup>レ</sup>有<sup>ミ</sup>御立<sup>一</sup>御調儀之砌神慮余波をおしみ給哉、数日風雨ニ付て暫御滞留中彼岸結願有。當宮ハ日神にておハしけるに日相觀懸念一處の御行法一入難<sup>レ</sup>有覺侍り。

同八月廿五日会席月次ながら為<sup>ミ</sup>御法楽<sup>一</sup>御発句「色かへぬ杉の葉月の光哉」

と被遊。神官六人束帶糺して出座。其より打続所々興行申され候。

七 六寮茶執司(平僧) ハ愛知県海部郡甚目寺町中萱津 九 当

57 (橘)

時は正一位右大臣 一〇 四寮坊主、会下の大衆を一寮乃至六寮に分けその責任者を寮坊主、副を留守居という。一一 滋賀県蒲生郡安土町下豊浦 三 林通勝、信長家老天正八年八月十七日追放 三 調儀準備 四 彼岸中日の日没に修行

九月五日至三松か嶋御移。当国司ハ信長二男子也。御礼

(道)

儀二留主居被遣一段懇切。則御宿真盛門派の寺被申付。

其傍ニ葬所起立塔婆共多シ。國中科人拷問し罪量尋搜て

被懸三張付事數人。其中十五歳斗なる若衆、さいつ比そ

彼親父逆心ニ付而、子息被封三肆木。諸人見聞愁涙の名残

いひつたへたり。爰ニ上人御移の砌亡靈御十念にまいる風

説頻なり。初夜勤行御座へ彼肆木の上よりひかりもの飛

来。參者の道俗驚事かきりなし、加之有時七十八かりなる

老尼、日没百万遍の半、聴聞しつ、沈死す。同道の者かな

しミ喚助、良有て心付いて尋之処、去比身まかりける女

房、上人の御算給るをあひみてより身毛堅消レ胆といふ。

彼此奇異眼前そや。

一松阪市松ヶ島町。二信雄、北畠具教の養子。天正三年伊勢

国司。三波多瀬三郎十五才。(勢州軍記卷下・続群)補註(2)

八さらし木

同十四日安南津へ移給ふ。当郡主長野上野介方はも信長

舍弟也。御音物段子二端。御使有、則御宿被申付二卷不レ

及拝領恐多し。唯今御名号一幅御算頂戴専要とて、御逗留

中度々町人以下恭敬可レ申之旨被申触。余テ異馳走有。既可レ彼加討儀二科人、土人依被仰請(罪)免除なり。其よリ白兎浦まで荷送舟被申付、大衆ハ陸路桑名津阿弥陀寺へ御着候キ。十日ハかり御逗留。

五 安濃津、今の津市 一〇 織田信兼(包) 安濃津城主。三 鈴鹿市白子町 三 桑名市桑名

十月十六日尾州戸田湊まで川舟にめし、萱津より御迎に

松久庵龍出、種々御中休の行器以下進上。則光明寺へ御移。

住持馳走無比類。同十九日御局坊主関東より御渡海立願

に付て、一日三百韵之会興行。御発句、

「秋の色をのこさてつくす木葉哉 上」第二百韻め二寮、

「山遠くめくりし末や村時雨 弥阿」第三百韻め常住、

「めくぢ日の朝霜はらふ草木哉 梵阿」

三 名古屋市中川区富田町戸田 四 ほがひ—食物を盛て運ぶ器

五 未詳 六 住職

同廿三日任先例於甚目寺觀音御前二渡日中代々名号御

札被為打レ之。元祖一遍聖念仏歎嘆(2)臨時之踊。毘沙門天の重階にて御算御利益(2)。其後於三法印坊種々旧儀御

取成被申上。彼寺老僧老若御帰路遙ニ被立出。かかる御

結縁今ニ阿波手森御十念にてとをり玉ふ。打続所々江入御。

殊つもる月次御心静なる折節とて数座御張行。

然ニ霜月廿五日御会半、京都より廿五代の尊影厨子令<sup>三一</sup>出  
来、一肩担負して薩摩の重阿帰参。此時衆ハ随分俗家の氏  
たりといへとも、聊不<sup>レ</sup>領事一代教主捨家棄欲の理なり。  
殊当宗旨誓約身命を讓<sup>二</sup>當知識<sup>一</sup>法恩報<sup>二</sup>先德<sup>一</sup>彼此帰命誠是  
兩肩荷<sup>レ</sup>載<sup>一</sup>の至極なり。嗚呼時ナル哉、御影今日御忌御下向  
之事不審、猶以御上洛之儀<sup>三二</sup>誓願寺<sup>三三</sup>木食楚仙上人四条大仏師<sup>三四</sup>  
法眼以<sup>二</sup>両札<sup>一</sup>被<sup>二</sup>申越<sup>一</sup>之旨趣、京中所司代<sup>三六</sup>村井長門守御出  
京所<sup>レ</sup>希專<sup>一</sup>之由<sup>二</sup>慥書付到来す。債上意思食あハざるゝに  
先皇後奈良院御治世八十にをより給ひ御後の世の事御心に  
かけ給ふ哉、柳原殿天奏として勅定<sup>三七</sup>越前在國遊行廿五他阿  
上人、十念御結縁のため參内あるべき宣旨下といへとも、  
老屈之趣御斟酌にて過し給ひぬ。干<sup>レ</sup>今天下門徒の時衆ハ  
悔申せし。上意も後ハいかゝおほすらん。其御憤故か今日  
御忌旁如<sup>レ</sup>此吉左右聞食事奇特なるよし連衆申あへり。  
抑當寺ハ<sup>三九</sup>元祖一遍上人御逗留之間に十二光箱造り初め給  
ふ。因<sup>レ</sup>茲大上人一字御再興之時、二河照曜彼仏十二名を  
以テ被<sup>レ</sup>称<sup>ニ</sup>光明寺<sup>一ト云々</sup>。東階道古旧の安治なれハ御越  
年有度思食之趣、常住梵阿弥陀仏を召て被<sup>レ</sup>仰出。帰命本  
意之故深重馳走にて御別行有。<sup>(四二)</sup>

モ 愛知県海部郡甚目寺町真言宗。ニ 遊行上人が宿泊しないで  
立寄だけをお渡<sup>レ</sup>という。 元 一遍聖絵第六。弘安六年毘沙門天

の靈験あり。補註(四) 三〇 甚目寺町上萱津栗殿森、名所。なげ  
きのみしげくなり行く我身かな、君にはでの杜にやあるらむ  
(色葉集、相模) 三一 遊行二十五代仏天<sup>二</sup>上人。永正十七年登職  
(元龜二年入寂、三十一代の師。補註(四) 三二 ひとかたならぬ家  
柄の出身 三三 誓願寺。今京都市中京区新京極にあるが當時は  
上京一条にあつた。三四 木食楚仙。醒睡笑卷之六、及山科言繼  
卿記に出る。補註(四) 三五 大仏師。仏天上人像作者であろう。  
藤沢山過去帳に覓阿弥陀仏元和七年正月十日京都大仏所康正法  
印八十九才とあるとか。三四 村井長門守。貞勝、春長軒と号す。  
モ 百五代。御在位三十一年宝算六十二、御治世八十は誤。三五  
柳原資定。補註(四) 三六 一遍上人縁起綱第三。三七 十二光箱、道  
中には笈となり、道場では僧尼の座を分つ、補註(四) 三八 大上  
人二祖他阿真教上人 三九 歳末別時念仏会一七日修行

天正七年元日御祝義千喜万悦御繁昌、御名号御吉書有て  
大衆出仕寮付。同二日御会、御発句  
「四方にたつやかすむ八重山けふの春」それより十五日ま  
て常住所々へ入御しけくなり。同十六日臨時之踊候事。  
清須城<sup>四三</sup>主<sup>四四</sup>埴原加賀守女中櫻越にまいられ、遠近村里聴聞  
衆群集して、凹なる所にては脚木を踏てたち、凸なる所に  
ハ前人の肩に取付のひかかる。誠殊勝かぎりなし。

折節濃尾両国の大守ハ信長の嫡子也。岐阜山城の家督三  
位中将殿、初鷹狩とて清須へ来る儀侍りしか、餘行事参考  
の躰見聞故、翌日十七日早朝辰刻光明寺へ御出のよし案

内。則住持対面あれハ日中踊念佛所望也。無レ據引あけ被レ勤は上人江御礼儀被レ申。折節不レ被<sup>ミ</sup>有合<sup>ニ</sup>時衆も有、俄事仰天して小僧たちハ着する間もなく、衣箱を抱て馳走の人も有。如レ例被レ行けれハ御算棚へあかり給ひ、彼供衆上下共に被レ為レ賦。然して中将公帰城以後、光明寺御使として名香二種同唐盆共ニ御音信、一段喜悦にて上人岐阜へ御歩行可レ奉レ待約束有。

**■** 愛知県西春日井郡清洲町 **■** 境原新右エ門、城主ではなく城代(甫庵太閤記) **■** 織田信忠、天正三年十一月二十八日家督相続天正五年十月從三位近衛中将、天正十年明智の乱に二条城で自殺。

同二月十一日初御立折津頓乗寺へ御移、彼岸参り無<sup>ニ</sup>申斗<sup>四六</sup>同三月十一日犬山へ修行。御宿真言宗藥師堂。<sup>四七</sup>四月花の御物礼。五月七日臨時の踊あり。それより<sup>四九</sup>関<sup>ニ</sup>へ御移。菟角逐日摂津国荒木信濃守為謀叛対治岐阜中将公出馬。彼帰陣のミ窺給ふ。

**■** 遊行上人がその年はじめて旅に出ること。**■** 愛知県稻沢市下津町頓乗寺は不詳。**■** 仏誕会 **■** 岐阜県関市 **■** 荒木村重の謀反。伊丹城により反す。天正六年十月ノ天正七年十二月。補註ハ 三不詳 **■** 不詳 **■** 不詳

於<sup>五〇</sup>三関長藏寺不思儀の御利益侍り。姉川意休入道と云庄官の聲たりしか、東濃州山城を兄弟靜て兄を令<sup>ニ</sup>討戮<sup>ハ</sup>舍弟城守と成采花に誇れり。諸民遊行へ參よし伝聞、彼城主御算給ハリ意休宿所へ相泊。其夜半俄ニ狂讌して討捕し兄名乗を云出て、我も上人御算血脈名号御十念あつからんとく

る。供人共これハと赤面し教訓すれとも事外の為駄。其まゝかけり出上人御前にて、こしかたの所存修羅苦患懶悔シ畢。則御算法名授られければ、よろこひ愁眉をひらくよし申本覆す。下向の帰路にて又物の氣立そひ同道に語ていへく、某に道迎をせんとて隣家の仁鉢瓶ひやしあひ侍ぬ。とく行て水辺すゝしく一杯酌て御算呑、翻<sup>ニ</sup>鬪諍苦因<sup>ニ</sup>得<sup>ニ</sup>和合樂果<sup>ニ</sup>といそく。亡者まほろんにいふかことく、となりの人何心なく來たり、御算呑て入<sup>ニ</sup>速ニ安養界ニ宝蓮に座し至<sup>ニ</sup>歡喜地<sup>ニ</sup>旨いひて本性になりぬ。見るものハ感涙しきく者ハ不思儀<sup>(謡)</sup>と驚。世間の流布安土岐阜へつたへわたると。

さ<sup>五二</sup>伝六月下旬、中将公ハ摂州荒木有岡城櫓四四方、彼野心父子擒にして要害あまた取付、動可<sup>レ</sup>決<sup>ニ</sup>雌雄<sup>ニ</sup>旨諸手兵堅固被<sup>ミ</sup>申触帰陣ト云云。然して尾州萱津光明寺最前御約諾之通被<sup>ミ</sup>申達、七月八日上人岐阜へうつし申され、淨土西山儀宗今誓願寺と云寺家御宿、大衆休所三町被<sup>ミ</sup>申付<sup>ニ</sup>林方昼夜廿人警<sup>ニ</sup>固辻子<sup>ニ</sup>堅也。孟蘭盆御阿弥陀経夜々日々參者

無申斗。城内ノ日みすたち此時と、乗物或陸式足徒にて  
 参り御算給ふ。十五初夜にハ隱形にて中将公聴聞有しとか  
 や。十七日林佐渡守為御使進上歟々なり。同十九日御礼  
 儀として城内へ御座ある。先林方於私宅早朝色々御取成  
 被申上<sup>五七</sup>然して館へ入御、いかにも懇懃ニ庭まで被出し。  
 同廿二日垂井七里の間乗馬夫駄被申付、諸侍町人みちは  
 るかに送あり。立別いなはの山のまつとも、又帰り玉ふ  
 へき御遊行衆ならずと愁心有し。ほどなく垂井金蓮寺御  
 移。

**西** 兵庫県伊丹市伊丹城。翌日め見ずの意か城内の婦人達。  
**云** 意味不明。**毛** 岐阜県不破郡垂井町。**云** 時宗・足利持氏の  
 遺子春王丸、安王丸この寺で斬られる。

暫御逗留之間、伊吹の山たかく野上の里人すまぬ不破<sup>五九</sup>の  
 関屋あるゝまゝ、秋の風のミ露時雨日々にふりぬれハ、  
 参者へいとゝづゝ笠のは美濃の御山といふ南宮大明神に  
 渡日中に少晴天になりてより御立被催之砌、京都七条末<sup>六〇</sup>  
 渡<sup>六一</sup>寺三条之庄嚴寺參上。諸司代村井方書状木食上人の一札大  
 仏師法眼折紙共捧て云、今度御上洛専一之由申如何。<sup>六二</sup>十九  
 代以来其沙汰なし。雖及御斟酌寮坊主たち一統可レ然  
 被申上<sup>六三</sup>安土へ御案内御使として光明寺・三留守居出歩。<sup>六四</sup>  
 御音物武藏檀紙十帖唐盆に比良葉内輪堀久太郎方奏者申、  
 市松原町。**西** 大津市打出浜。

信長度々御懇之旨則西使辛勞之趣直音ありし。於久太郎  
 宿所<sup>六五</sup>夕食。堀親父七兵衛尉会<sup>六六</sup>尺種々取成侍り。是も城よ  
 りの内儀かとぞ。両使町宿休息之砌、又城方より早々上城  
 申来。幸光明寺ハ尾州縁近とて堀相談之様子、上人当安土  
 御一見あれかしと、信長内好之趣如何尋被申。尤上人も  
 連々御望のよし梵阿弥陀仏申之処、然有御宿成嚴坊大衆宿  
 屋三町檢使にて既被申付<sup>六七</sup>之刻播州攝州一揆蜂起注進頻な  
 れば、為大將岐阜之殿其外分国出勢被相触<sup>六八</sup>て、信長山<sup>七一</sup>  
 崎八幡陣取とて出京被催。然有安土御移も無<sup>七二</sup>対談<sup>七三</sup>てハ  
 無<sup>七四</sup>曲、上人も可レ為<sup>七五</sup>御上洛<sup>七六</sup>御案内之上ハ都にて拝顔可レ  
 申、佐和山城下松原の湊より大船五艘<sup>七七</sup>大津浦まで被<sup>七八</sup>進之  
 由御返事有。

**堀** 不破郡岩手村野上。**西** 同郡閼ヶ原町。**西** あま衣みのの中山  
 こえゆけはふもとに見る笠ぬひの里。**西** 不破郡垂井町宮代。  
 金山彦命を祀る(金属工業の神)。**西** 七条道場金光寺。遊行の  
 本寺 今東山長楽寺と合併。**西** 今京都下京区六条河原町西  
 入。**西** 尊皓。下野国芦野で柳の靈済度(遊行柳)の伝説あり。  
 云此の年五月安土城天主閣完成したばかり。**西** 檳榔の团扇。  
 大堀久太郎、秀政、堀邸は當時安土城内三丸外にあつた。  
 究淨土宗淨嚴院。安土宗論の行なわれた寺。**西** 荒木村重攻  
 め。天正七年八月廿日仰出され中將信忠攝州表へ御出馬(信長  
 公記)。**西** 京都府綾瀬郡八幡町。**西** 彦根市佐和山町。**西** 彦根

同八月十一日濃州垂井より近江國セイ小野大光寺引移す。福  
島と云所へ御立。同十七日小野大菩薩セイ御参有て、直に高  
宮称讚院へ御移。翌日十八日牛御縁日旁以多賀セイ大明神へ御  
名号札御持参。則般若坊不動房神官出仕、其外道者数百人  
あつまる。禰宜束帶糺而御殿御扉推開、御正躰盛奉御前卓  
上に安置之時、上人大衆拝見如三伝聞元祖一遍御名号明神  
御名受阿弥陀仏セイ年号分明なり。悉難レ有惣礼御十念誦經畢。  
御正躰社内奉納より聖宮へ御参、御戸開帳尊影一遍上人木  
像御たけ三寸余斗拝見。上人大衆も門徒の譽レ必密共悉落涙  
す。其則大光寺へ御帰寺候也。

壹 彦根市小野町。大光寺。今はなし。二 岐阜県本巣郡真正町  
下福島。三 彦根市小野に八幡宮あり。四 五 彦根市高宮町高宮  
寺。六 犬上郡多賀町多賀。御正体は一代他阿奉納の円鏡正安  
三年八月の年号あり。聖宮は境内末社。

廿日松原の湊舟五艘御渡海。廿一日大津庄嚴寺ハシ(莊)へ御着。

町人男女御荷物運いたゞく誠志之至、三井古寺の初夜鐘ま  
て御十念にまいる事無レ申斗。

翌日廿二日の未明七条の相持二寮より被レ申触。然有京  
中所司代江為御案内一萱津六寮出京。誓願寺木食楚仙上人  
ト依レ為二越前同國、別而旧孝之故楚仙有三喜悅。(好) 六寮同道  
指南被レ申所司代一如レ此被二申入。村井長門守大慶之趣に

て、御迎之事小役人落合方へ被レ申付二之旨、木食寮坊主相  
伴て大津へ参上。但廿五日より時正なれハ中日を被レ行、  
廿九日かならず御上洛一途被レ申合。

当日醍醐山科口より御迎人馬三百斗來たる。然に今度御  
上洛近代希有とて、藤沢衆一寮三寮御弟子衆十人余被レ仰  
付一、同長崎称念寺まいり玉ふ。伊賀伊勢美濃尾張近江若狭  
より時衆数百人、御伴の衆かゝる時節に逢坂山しるも知ら  
ぬも路次中御算取、上下はや山科の里ちかくおもしろき氣  
色かなと、岩禰の松も常葉堅盤に御増光をいのる。祇園清  
水のあハた口とかや、七条一条大炊御門末寺衆御迎、行器  
色々まいりければ、御輿を東山青蓮院御近所に立られける。

〇 大津市神出にあり三井寺の支院、一時遊行派の寺となりし  
ことあり。一 本能寺で信長に殉じたものの中に落合小八郎あ  
り(信長公記) 二 秋彼岸会。當時敦賀西方寺に隠栖中の  
遊行三十代有三上人会下の衆。三 福井県坂井郡丸岡町長崎称  
念寺住持。四 七条道場金光寺。當時敦賀西方寺に隠栖中の  
道場聞名寺。

折節昨日事外ぶりし秋雨に、淵瀬をもしら川の水かさま  
さり、四条五条の橋もとたえ侍れば、乗馬ともハうちひた  
して渡し御輿に人々とりつきぬる有様祇園会御神渡のやう  
にみえぬ。

(傳) 債爰二往古おもひあハするに、二祖大上人加賀国石川郡

石立と藤塚といふ中間の大川ハ、越の白根よりおつる洪水  
いとはやく舟もさしえす末の海へなけれ行よしにて、いか  
ムせんとつとひこそりぬる旅人もちりくに立帰りぬ。然  
ハ大上人云汝等いつまで行かたなくこゝに有なんとて、御  
衣の帶共結合御口にくハヘ玉ひ大衆とりつきわたれと飛入  
玉ヘハ、一人も落湯すむかひの岸に着ぬ。偏ニ白山権現藤  
塚の御神力加持し玉ふ事現なりし。それより手取川と号す  
とかや。今又其時の聞伝し心ちハかりに卅一世上人蹲踞い  
よく申也。待申さるゝ御喝食小姓大姓たちいかにもはな  
やかに、稻荷音羽の薄紅葉手折かさして心ものとかなる九  
重の春にたちかへるかと覚ぬ。

無レ程七条金光寺へ御移。僧尼御算給檀那衆同前。然し

て日中に日々一條殿九条殿御はらからておハシ渡り玉へ  
ハ、御車を双て御参り、其外隱形の公家御かたさまだち、  
武家には細川藤孝の廉中取分そ信仰候き。

ハ一一遍上人縁起絵第五正應四年八月二祖事蹟石立一石川郡松  
任町石立。藤塚一能美郡湊村。合白山。古名は比樂川。幼稚兒と同じ。タイセイ。權力ある家柄の人。ニ二条殿藤  
原昭実(後中院関白)當時右大臣大將。九条殿一藤原兼孝(後  
月輪関白)當時関白。三細川幽斎玄旨。肥後細川の祖。

九月三日彼岸も過ぬれば三条油小路庄嚴寺江御入馳走  
無是非。其夜大頭大夫令祇候舞三番申。  
同五日誓願寺へ御座。其御通に所司代へ御礼儀、段子金  
欄二端、長州押領添之由誓願寺へ被レ参御行事聴聞。御宿  
極樂寺大衆九五小川町。一七日御勤歡喜之由楚仙被レ申。左テ近  
衛門白撰政殿御参あれハ以下の人々、袖をつらねもそそを  
そへて御算名号を請る事不レ分ニ昼夜ありさま難ニ申尽一京  
中の事なれは紫雲のたち華のふるといふも有。是やめつら  
しきにうつりやすき人の心誠に世のならひなる故か。立拝  
謁仰申段いハむかたなし。ことに信長日連一宗既可レ有九六  
放ニ刻なれハ、一入念仏益増光深甚なり。大和河内丹波  
攝津國よりの参者ハ逐日追夜せり。御布施料過分令ニ出来九七  
尽以誓願寺造営のため御寄進なされき。是も奇異の取沙汰  
なりし。

御行事一七日満しめる十一日、可レ有ニ御参裏ニ之旨勧修寺  
大納言殿より御案内。雖然代々七条よりなざれ來たる例  
を以金光寺江御帰寺。其日則信長京着、洛中俄物のなりを  
しつめ諸人機遣の事かぎりなし。木食楚仙此間の御礼とし  
て被レ参。彼は御仕合珍重之由よろこひ被レ申上ニ付て、二  
寮六寮を以楚仙懇望如ニ御覽候。堂宇建立大概成就す。雖  
然先年炎上之時一一遍上人額御名号紛失たり。今度稀有御在  
京末代伝記にも御当代卅一世上人不思儀として、御名号申請

額ニ穿鑿シ備申度望也。然有上人ハ古聖の御再現某ハ發起  
和泉式部ニ一同ナル者耳。<sup>(平)</sup> <sup>(一〇四)</sup>兩寮御取成頼可<sup>レ</sup>存之旨、多重  
雖及御斟酌<sup>レ</sup>無レ拋歎被<sup>レ</sup>申上ハとて被<sup>レ</sup>遊<sup>レ</sup>遣ヌ。

〔一〇三〕 御湯殿上日記—天正七年九月三日。長橋局七条へ參詣の記

あり。 <sup>(七)</sup> <sup>(一)</sup> ダイガンラ大夫。曲舞の名手幸若丸の孫山本義直、

生来頭が大きいので大頭と呼ばれた。 <sup>(一〇四)</sup> 時宗、當時一条にあ  
つた今左京区真如町。 <sup>(六)</sup> 上京区小川通一条上ル誓願寺はここ  
にあつた。 <sup>(七)</sup> 藤原晴嗣(東求院関白)改前嗣又改前久当時前関

白。 <sup>(六)</sup> 安土宗論により日蓮宗追放。天正七年五月廿七日。 <sup>(九)</sup> 藤原晴豊、武家伝奏晴右の男。 <sup>(一〇五)</sup> 九月十一日信長公御上洛陸  
を勢田通御出京(信長公記) <sup>(一〇六)</sup> 天正元年四月信長。將軍義  
昭と不和の際洛外及上京を焼く。誓願寺も被災。 <sup>(一〇七)</sup> 誦曲誓願  
寺により有名。補註<sup>(八)</sup>

〔一〇二〕 一遍上人。 <sup>(一〇八)</sup> 二寮弥阿と六寮梵  
阿。 <sup>(一〇九)</sup>

〔一〇五〕 同十三日御参裏、綸旨天奏勅修寺殿にて暫禁中之様窺給  
ふ。遊行不私団扇持し給ふ事、為<sup>レ</sup>勅定一遍江被<sup>レ</sup>参し故  
無<sup>レ</sup>子細<sup>レ</sup>として只今持して御参内。清涼殿重階まで御侍者  
寮坊主二人其外御庭前に有。

さ伝春宮江御参。其時殿上人おほく御算とらせ玉ふよ  
し。其後紫震殿なびし所へ御参りあれハはしづの御女房  
たち供御所より出られ、あまた御算被<sup>レ</sup>賦事先代未聞也と  
そ。

〔一〇九〕 正親町天皇の皇子、誠仁(さねひと)親王天正十四年七月  
月薨去陽光院、後陽成天皇の父君。

同十四日信長公へ御礼儀に御座ル。御在京尤珍重、不レ  
可<sup>レ</sup>疎意申<sup>レ</sup>之旨候キ。

同廿五日廿五代御正忌、別而今度御上洛御参裏御冥加之  
程、是も師恩とて臨時踊有。上下京中洛外より參男女貴賤  
無<sup>レ</sup>申斗<sup>レ</sup>。殊謁仰のあまりにもや、諸人申沙汰する不思儀<sup>(謬)</sup>  
共筆にあら<sup>ハ</sup>すも何とか満しけれ共しるし残せり。廿五日  
深更まで相詰之道俗入堂侍り。同廿六日藤沢衆下向。遊行  
衆送りに三十三間の堂にて、あるひハ詩をうそふきあるひ  
ハ歌を詠し、互<sup>ニ</sup>名残をおしむ。難<sup>レ</sup>期<sup>ニ</sup>再会<sup>レ</sup>故か。

廿八日木食同七条檀那中より大仏師を以御越年之事種々  
抑留有。長々御在京之儀旁御遠慮之由候へ共、夜詰日詰に  
多重申ニ付て難<sup>レ</sup>去御領掌。さらハ中御修行として山崎八幡  
へ御歩行。於<sup>ニ</sup>山崎<sup>ニ</sup>種々御神祕共御拝候内、取分ためしす  
くなき御宝納にハ、八幡御神形をハ弘法大師被<sup>レ</sup>遊、又空  
海の御影をハ八幡御筆、是當社密宝<sup>(凡)</sup>軁人の知所にあらず。  
上人御結縁とて御神箱をいたしたてまつらる<sup>ハ</sup>誠悉次第な  
り。誠号<sup>ニ</sup>五<sup>ニ</sup>御影<sup>ニ</sup>云云。

同廿一日八幡山<sup>(一〇九)</sup>へ御参。如<sup>ニ</sup>先例<sup>ニ</sup>御礼拝讀経有。社僧衆  
御宝前にて御行事踊あれと頻被<sup>レ</sup>申。幸山下末社の御仮殿

にて一七日行法被<sup>レ</sup>勤之上ハ同前か。御逗留中社家方へ奔走被<sup>ニ</sup>申入<sup>ニ</sup>し。

一〇 山崎離宮八幡 一〇 男山、石清水八幡宮

同廿三日春宮を二条へ奉<sup>レ</sup>移。天下安全而信長成道專一、

奉<sup>レ</sup>敬<sup>ミ</sup>金輪王<sup>ニ</sup>世令<sup>レ</sup>致<sup>ミ</sup>堯舜時代。京中御越年早々御帰寺之事、御迎七条時衆兩人淀津嚴<sup>ニ</sup>淨寺まで来る。十二月四日

御帰京。七条道場方丈造作、御先御部屋<sup>抹消されてある</sup>(改たる)被<sup>ニ</sup>差

越<sup>レ</sup>調儀可<sup>レ</sup>然御機嫌ありし。所々方々入御、又新改たる御上洛のやうに参者かぎりなし。御風呂も日々施主功德侍

り。兎角歲末別時に入ぬれば、上下京中より日夜まいり打続其中に、京わらへへの寄合種々取沙汰申流布す。今熊野にあたつて正ニ天燈飛来し、とりへ野より亡魂まいるを現に見るといふも有。殊中日燈滅の夜参入諸人事外也。闇

中御一声これハと消<sup>レ</sup>胆始末。各感し低頭密言落涙のみ。それより忘<sup>ニ</sup>帰宿<sup>ニ</sup>追夜する人多し。月迫ハ田舎にさへ大歳の營衆務時なるに、在京たる以<sup>ニ</sup>寸日寸隙<sup>ニ</sup>失墜を勘合する夜日の売買諸商を打捨て、入道の時衆達同行住座念數声、殊勝誠世路不<sup>レ</sup>願為<sup>シ</sup>ム不可思儀<sup>(説)</sup>の信心也。

一一 実は二十二日(信長記)。一一二条城。信長將軍義昭の為に築く後皇太子に献上。明智の乱に信忠ここで自殺。補註由

一一 墨染の南、今淨土宗

一一 東山区今熊野町。一一四 東山区東

大谷の辺。一五歳未別時中日の夜悉く灯火を消し暗中で高声に念佛一遍すること。

天正八年元日御発句、

「今年たつ雲をしきたる霞哉」

如<sup>ニ</sup>恒例<sup>一</sup>色盈静謐天下の春にあひ玉<sup>ふぬ</sup><sup>(6)</sup>と御喜也。四日京中より御礼者有。同十三日紹巴<sup>一六</sup>被<sup>レ</sup>參御興行。

「めぐりあふはまれなる華の朝哉 紹巴」 「かめる月も

明かたの山 他阿」 「時鳥もよほす春の雨過て 昌叱<sup>一七</sup>」 四五句め寮次第。二句置京衆遊行衆一順。

同十七日誓願寺額被<sup>レ</sup>打之供養として一七日御行事。結

願廿三日一遍上人御忌日奇異御仕合か。比今紅白映つゝく薨軒端の梅芬々而、庭前鶯舌<sup>ハ</sup>千本内野の霞を含ミ、北山の残雪ハまことに一入なかめなれば、をのつから参入の人々ハ心もいさむ。これやかくらくの春秋冬夏不寒不熱常和調適、仏心もいよく増長せり。当寺本尊ハ春日御造願仮木像、正身弥陀如來毎日一度ハ西方に通給ふとあれハ、定期供養の事応<sup>ニ</sup>仏眼<sup>ニ</sup>御導師名<sup>ニ</sup>不二の六字にあらハれ、無縁攝取の誓願寺賴所不<sup>ニ</sup>テ別<sup>(案)</sup>と御算名号請取人々ハ具足南無阿弥陀仏決定往生の極意也。爰河内国高屋小山の城主三好山城守年来日連宗たりしか、初而上人の御算名号頂戴。然有彼一門近付諸侍百幅斗御名号法名給。是第一不可思儀儀<sup>(説)</sup>

御利益と京中上下御名号不レ給者なし。法花衆大略此時ハ算を取。多分宗旨を替しと也。

二八 里村紹巴、里村昌休の弟子、当時連歌界の第一人者。  
里村昌休の子、父の死後紹巴に学びその女婿となる。二九 上京区十本通丸太町附近。平安朝大内裏の跡。二九 誓願寺縁起。

三〇 高屋城一大阪府南河内郡古市村。小山城 同郡小山村。

三一 三好康長。

さ伝勸修寺天奏として、重而御参内御結縁あるへきよし宣旨忝難レ有事也。旧秋九月十三日御参裏事も、誓願寺御逗留の間勅使ありし。今又當寺へ如レ此の御儀、偏本尊引合被レ申哉。必二月初比以三吉日一金言次第とそ。

正月廿三日御行事成就し七条へ御帰寺。同廿四日坂本惟任日向守へ六寮被<sup>(遣)</sup>遣、南都御修行有度之条筒井順慶へ日向守一書可<sup>レ</sup>有之旨被<sup>レ</sup>申越<sup>(一四)</sup>。惟任方もと明智十兵衛尉といひて、濃州土岐一家率人たりしか、越前朝倉義景頼被<sup>レ</sup>申長崎称念寺門前に十ヶ年居住故念珠にて、六寮旧情甚に付て坂本暫留被<sup>レ</sup>申。

折節大和筒井方安土へ年始之出仕、則惟任取次なれハ來儀幸、六寮直行合遊行上人南都御修行日州助言故順慶無<sup>レ</sup>別儀<sup>(一五)</sup>御請被<sup>レ</sup>申キ。同晦日六条御影堂へ入御、日中行事以後種々取成被<sup>レ</sup>申上候ツる。

三一 明智光秀。近江坂本城主。二三 大和守護奈良代官。二四 越

前領主、一乘谷城に居る。天正元年信長に敗れ自殺。三一 新善光寺。京都市下京区五条寺町にあつた、今なし。

二月五日勸修寺大納言殿今日吉辰之旨御案内有。則御參裏。玉体打笑せ玉ひ御消息たうとく、御算御十念志へらく御

座不<sup>ニ</sup>動給<sup>レ</sup>して、遊行代々靈宝共十卷の御絵・一遍御磬・

天神震筆六字名号・星硯<sup>(二九)</sup>以下叢覽有。おくふかくますとおほしき几帳の内より娃老一人まつ立出玉ひ、上薦十人ハか

り屏風のひま御手をさしいたし御算とらせられしとなり。

長橋の御局より一束壱本沈香金子、束帶糺公家を以上人頂戴有。誠みす九重の香ほりかすかにもれくる重階まで、御侍者兩人二寮六寮まで也。殊御伴衆庭上にたちやすらひ、

其より又二条の新御門江御まいり。勸修寺殿御妹子なるよ

しにて、御局先たち出玉ひ饅御茶被<sup>レ</sup>進。良ありて、新宮

玉駄御算御十念御結縁。やかて御動座候也。亞相黃門両勅

使今度上洛神妙殊以於三七条越年、寒夜日水の行法一々上聞有。難堪之至捨身祖師一遍の挾、不可<sup>レ</sup>及末世機根<sup>一時</sup>

代相応修行可<sup>レ</sup>然。自今以後有<sup>ニ</sup>着綿<sup>ニ</sup>遍利益のしるしとて吳

服綿三十統下玉ふ頂戴。門流御憐愍宗旨名譽他宗の羨感す

る所也。加之勸修寺大納言殿薄中納言へ御指南にて、同宿の時衆たち殿上拝見定て望あるへし。国々遙々伝語にも

とて玉座おかませらるゝ。禁中百敷宮數々結構難<sup>レ</sup>延<sup>ニ</sup>詞ニ

音にきく御庭泉水立石梅花匂ひふかくなかめ行も悉おそろ

しくおほえぬ。生前の至極なりし。一三八 南禪寺東堂ノ云某数年

在京、然ニ拝見内裏事不<sub>二</sub>相叶<sub>一</sub>、遊行回国ノ上にも如何

宿縁そや。度々綸言被<sub>レ</sub>傾<sub>二</sub>御冠<sub>一</sub>御十念之儀奇特哉云云ト感し被<sub>レ</sub>申ツると人の語りキ。

【三】御湯殿上の日記。天正八年二月五日。補註四 【三】一遍上

人縁起絵十巻。【三】信州伴野太郎時信寄進の鉢。【三】今も清淨

光寺に蔵す。【三】美しい老女。【三】勾当の内侍ともいう。掌侍

の第一位奏請、伝奏をつかさどる。【三】お湯殿日記に「すぎは

ら十てう、御あふぎたぶ」とあるに相当。【三】二条の離宮。皇

太子誠仁親王の御所。【三】陽光院妃(新上東門院)藤原晴子。勧修寺晴右の女。【三】亜相一勧修寺大納言。黄門一薄中納言。

【三】橘以繼改諸光。權大納言山科言繼次男。【三】信長が二条城

を築く時、洛中洛外の名木名石を集め庭園を造り殿舎は金銀を

ちりばめた。【三】左京区南禅寺町臨済宗南禪寺派本山東堂は前

住職

同八日紹巴亭にて興行被<sub>レ</sub>申入<sub>二</sub>御発句、

「まかせ行心ハはなのやとりかな 他阿」「春の野山をか

りふしの袖 紹巴」「鶯を有明の空に聞なれて 同前」

【四】御座迄させ馳走 丁寧ノ仕立とも難<sub>レ</sub>忘なりぬ。

同九日所司代御暇乞御札五千疋進上。初御たち夫馬被<sub>レ</sub>

申付<sub>二</sub>候。

【三】下長者町堀川東入南側にあつたという(見聞談叢)、【四】さ

らせは曝せか、先の「玉座おがまらせるゝ」の光榮を言うものか。【四】上人は此日紛争のあつた京都福田寺の寺領について決裁を下している(七条文書)。

同十一日初午吉方宇治の平等院へ御移。山口甚介方手引、

紹巴被<sub>レ</sub>申故一段馳走。折節に信長公橋造の奉行普請半なれ

とも抑留被<sub>レ</sub>申。二夜三日勤行、彼子息去比於四 小坂表<sub>二</sub>討

死、為<sub>ニ</sub>仙清雲宗追善<sub>一</sub>臨時踊有。于レ時所々より參人おは

く、高瀬さしつれミゆるかすくハ当所の柴舟かとぞ。川

辺のかゝりめくる朝日山へくれて、月の光をうつす。御場

火に時衆たちの踊躍歡喜一入殊勝に侍り。しかあれは世を

宇治山のかくれ家と、たれかのこる人のありなんともおほ

えす。いくはく利益平等院の大会念佛の声もしつまりけれ

は、警固申されし山口、我等此時出離生死頓証菩提の血脈

頂戴悉可<sub>レ</sub>存之旨法名御授与以後種々御取成奔走。是もミ

つから御荷用までいたされし。翌日御布施過分別儀毫斤進

上、寮方へも新物同無上五袋其外次第。

【三】山口重政。信長に仕え戦功あり。後秀吉に仕え尾張星崎城主となる。【三】天正七年九月十四日、信長は曲事のあつた座頭

に黄金二百枚を出させそれを以て宇治橋を架けたという。(信長公記)補註四 【三】大阪表のこと。天正六年四月信忠石山本

願寺總攻撃。【三】朝日山あらじや色にいでぬらんもみぢりつむ宇治の柴舟(夫木集光明峯寺入道)。【四】隠遁の人々も遊行

へみな参詣する意 一毛 茶の銘柄。別儀—薄茶の上等。無上—  
品質第三位の茶。

同十三日南都へ御立。乗馬鞍具以下見事かぎりなし。山口方自身御送に井手の玉川辺まで也。御先へハ同名近付あまた被相副キ。

折柄奈良にハ薪能<sup>(一四五)</sup>四座の見物衆徒法師達其外雜人、興福寺築地の上以下ハ立出御通を見をとろくさま密言けり。音

に聞あすか寺願弘寺の院内極樂坊<sup>(一五二)</sup>に御宿定り、大衆町々の会所を宿也。筒井へ御音物金鑄<sup>(一五三)</sup>二巻、御使二寮。御逗留中御賄到来にて明日十四日<sup>(一五四)</sup>二月堂の法事成就。十五日順慶御

礼段子二端持參、廉中大方同前に種々進上。御算御名号取玉ひ日中聽聞。南都両寺衆徒曰當門跡へ他宗の入玉ひて金

磬をならし説法之事、法然上人大仏供養以来無之。雖然信長公此上人崇敬見聞、惟任方助言筒井順慶馳走なれハ、衆徒中聊異儀無偏執心、老若共諸男女ニあひましハリ御勤感涙有キ。諸寺庵給人町かた衆中、心別而紹巴古郷知音残

親まゝおほくして入魂蹲踞可レ被申由口舌有。御宿院主余テ異懇切不レ被存レ緩様子也。御算取余群集し渡廊下七間悉踏落す。御房にも難儀之処山口甚介方今度御礼ニ被越、如レ此之様子末代亀鏡とて則造作仕可レ進之由請乞有。幸<sup>(一五四)</sup>輪山より取越宇治橋之材木当寺之内へ引寄、如レ取成就之

旨聞へ畢。

一頁 山吹の名所。京都府綾喜郡井手町。一頁 興福寺野外能、金春、金剛、觀世、宝生の四座が出仕。一頁 飛鳥寺・元興寺。三元興寺支院、智光法師宅跡という。一頁 二月堂修二会いわゆる奈良の御水取。二月一日より一週間。一頁 東大寺、興福寺。

一毛 桜井市。大神神社の御神体。

同十八日諸寺社へ御参。御宿坊より案内者小姓二人御輿

に四人被<sup>三</sup>申付<sup>一</sup>、興福寺東大寺八幡宮より春日野へ出玉ふに、若紫の董草御喝食若僧の袖に摘もてあそひ行、つれの猪鹿あまた人けともおそれす、かきりふす事めつらしき。

春日の森までちかく成て、しろきはなの一ふさはかりはる

く御輿のまへまてちりくる。あな不審におもひければ、

我先にひろはん心々にあらそひけるに、極樂坊の小姓御輿

そへに侍りしか、はやくとりあけ見れハ白弊なり。風もふか

す長閑なるに奇特是に過しとみなく申あへり。昔朱雀院

手向山の紅葉御覽せんために行幸成しに、御供にめしつれ

玉ひし菅家兼て御弊<sup>(弊)</sup>を立願せしに、此文を思ひ合天地実相

法身法界遍滿隨縁真縁起常住明神權現草木微塵刹土森羅万

像悉是妙經是を手向と心得て、手向山の紅葉を廻向ある。

是又本有の弊帛也。天台<sup>(寺)</sup>尺に一念三千直入中道觀文是に同

しきとて、此度ハぬさも取あへす手向山紅葉のにしき神の

まにくと詠し玉ふ。それは本有の弊帛これハ今神風吹來る白弊なれハ、御神の御むかひにはるかなる野らの末まで立出玉ふや覽と、みなく見聞の衆徒いよく上人を恭敬申されし。

こゝに長谷より使僧有。先代何も觀音御契約に付て、御移り古来之条奉レ待之趣被レ彰之間、御同心之旨御返事有。依順慶より大衆送の乗馬其外高駕の数帶太多敷みえぬ。

一五七  
菅原道真。一毛 奈良県桜井市初瀬。長谷寺は新義真言宗豊山派本山、西国第八番。

同廿二日長谷寺へ御立。路次中集來して數人御算を乞たてまつり成レ市。俄にもふりくる雨のやうにつゝミ銭色々のかつ物進上。かゝる御利益たゞいま三輪か崎、さのゝわたりの家もあらなくにいつよりつとひきたる人民そ。御輿も乗馬もとをるへきやうなかりし。やうく初瀬山尾上のかねもひく夕暮に着玉ふ。桜坊御むかひに出られ、御宿別所淨土寺大衆諸坊に宿也。二月の末ねかは花の本にて仏道におもむかんに、比も与喜の神慮拝し、日中行法へ觀音の御前にて取勤ける。此名仏ハ遊行代々ちかひの故有て、一鳥居中門の額ハ廿日十六七代上人御筆跡、与喜の鳥居の額ハ十四代被レ遊、如レ此遠証あれハ逐日御滞留中、伊賀伊

勢佐和秋山吉野多武嶺より、花を折かさくる児童子法師諸侍老若道俗貴賤上下參有。今日廿八日牛四縁講説の折節とて、近江国水尾の榎木へ造りこめられし一寸八分正觀音出し被レ申、桜坊守護し本願所にて上人大衆へおかませ申さる。又遊行にも校謁に安置し玉ふ仏面帳、是ハ當初廿一代上人十六馬頭夫人まほろしにもてまいらせらるゝ縁起明白ニ高讚彰之。尚以當山衆不レ可レ存ニ緩疎ニ之旨候也。御送丁寧に。

一五八  
三輪山南の尾根。一毛 初瀬川のわたり。謡曲鉢の木「駒とめ袖打払ふ陰もなし佐野のわたりの雪の夕暮かやうによみしは大和路や三輪が崎なる佐野のわたり……」一毛与喜天神。長谷寺鎮守神。一毛 遊行七代託何上人。廿日上人ともいう。

一五九  
遊行十四代太空上人。美盛之灵濟度の故事あり。一毛寺宝。一毛 廿一代知蓮が永正元年八月十八日長谷寺に於て老女より布施として受く(長谷寺繡帳縁起補註)。一毛唐太宗の妃。その面醜惡馬頭のごときを悲しみ長谷觀音にいのり一夜にして相好端正となるこれにより十八種の宝を奉納、仏面帳もその一。

一六〇  
三月朔日十六当麻寺へ御移。路次村々在々の人々御算を乞集事無レ拋及三日暮着玉ひぬ。奥院淨土寺御宿。然に彼住持四十八日別時執行半取合遊行御算名号のミニ道俗心態長老法談高座物さめければ、不興のよし内々被十六聞召並に大海といふ新十六所万歳殿子息ノ寺を御断ありて御宿替、毎日日中ハ

々可レ参ヨシにていつちともなく行ぬ。

於曼陀羅堂被勤ぬ。当寺ハ昔役行者為弘法興行、修孔雀明王法而建立之灵地也。因茲彼岸中幸御參籠、時正中日一入ニ上嶽の日想觀殊勝の至。聞説一夜三時に來迎ありて正身弥陀織顯し玉ふ。觀經万陀羅の絵相六縁九品中央八重鮮ニ奉拜見感涙増進せり。誠中將女昼夜称讚あるによりて如來化現の所作也。都非凡夫境界如レ此ありかたき靈験地、旁以御逗留中御算遍御利益也。一入ニ会場永離苦とて大和國郡主越知十市布施万歳、筒井羽集半田より參詣上下袖もよきえぬその中に、有人遊行の小僧に問云、汝師近あらは尋申子細慥うけつき玉へ、当麻寺二所の大塔何も九輪といへとも八輪あくる如何。小法師云、我等草履取おそれながら寮坊主へ尋申にあらず。これほとの御不審会レ可レ申とて、當寺ハ万陀羅を正身の本尊とす。是變相翻三輪円具足依テ之除半九輪用重三八輪哉。尤然なり、又輪円二字如何。答云輪ト者滅罪ノ義、円ト者生善ソヤ。重問云觀經曼陀羅ト者專以衆譬顯ニ一經教相。一切衆生機有三種共ニ往生極楽。九品皆通輪、何ソ九品九輪捨ンヤ。又答今是変相依レ為ニ持相ノ重ニ專攝ニ九品一位ニ決ニ一經ノ面ニ第八觀以能譬三八重織顯故八輪上ルソヤ。問者感云、草履取ノ小法師サヘ然ナリ。大衆サコソ、喻入ニ梅檀林ニ善惡香ハ皆混妙香。入ニ金山ニ鳥衆色皆成金色ト云云。明日より

一空 奈良県北葛城郡當麻町。淨土宗と真言宗とに屬す。中將姫曼荼羅で名高い。二空 筒井順慶の臣。三空 越智玄蕃亮、十市新次郎、布施左京進、万歳当次郎、いづれも筒井の臣。筒井一郡山市筒井。羽集ト不明。半田一大阪府河内郡狭山町半田。四空 東西三重塔相輪は共に八重

抑當寺ハ人王四十六代帝孝謙天皇政也。國土安全弘法繁昌而降ニ天甘露眼藥一地生ニ和合五穀。無量壽經云仏所ニ遊履ニ國邑丘聚靡レ不レ蒙レ化。天下和順日月清明風雨以レ時災厲不起國豊民安シ兵戈无レ用崇レ德興レ仁務修三禮讓。仏言我哀愍汝等諸天人民ニ甚ニ於父母念ニ子。令我於ニ此世間一作レ弘降ニ化五惡ニ消ニ除五痛ニ絕ニ滅五煥ニ以レ善改ニ惡拔ニ生死之苦ニ令下獲ニ五德ニ昇申無為之安上文頼哉仏所ニ至りぬれば、備諸德ニ除ニ一切障礙ニとあれハ、遊行值遇の輩ハ得ニ現当安寧。一七〇惠心云國土豊民厚仏法更昌娯事歌曰安穩無苦之境也念佛一之力此等事可レ成万之哀拋棄奉念ニ弥陀ニ矣。たゞいま踊躍歡喜の御行事、殊更是曼陀羅ハ正仏の御詞を絵相に織顯し玉ふ。一字も不レ空皆肝要の法門、旁以大結縁見聞の極なり。法事讀ニ云願此法輪相続して転し道場の施主益長年にして、大衆咸同受ニ安樂ニ見聞隨喜亦皆然ナリ。又云當今施主及同行諸人法界衆生、從レ今已去天神影衛万善扶持シ、福

命休旌離ニ諸憂惱ニ六方諸仏護ニ念信心以淨土弥陀慈悲心攝受ト云云。然者天下泰平富貴無災ニシテ御修行御算の利益、いよ／＼増進し尊駄会下大衆安樂をうけん。同讀云願仏聖衆駄駅往来念々無レ遺遙加ニ普備春秋冬夏四大常ニ安シテ罪滅福成廻ニ生淨土ト云云。当代同末代聖衆駄駅往来、国々所々村里諸人添吉祥拝感焉。加之諸神諸仏冥力別而鎮守<sup>〔七〕</sup>熊野三所加護納受深甚にして、持ニ離苦福寿尊光いよ／＼至三踊躍歡喜地而已。

(一) 極樂六時讀、後夜居讀。「淨業和讚卷上、後夜讀」(補註<sup>〔四〕</sup>)

(二) 唐善導著。讚文を加え阿弥陀經を誦する法式を示したも

(三) 熊野本宮・新宮・那智の三社、時宗の鎮守神。

寛永七年庚午三月朔日書之畢

- (一) 二祖他阿參宮のこと、(一遍上人縁起總第九)
- 正安三年十一月、遊行二祖他阿徒衆を率いて太神宮へ參詣。外宮中の鳥居で出入りの人に念仏を勧めたが、神人等は受けなかつた。外宮の政所大夫雅見が、上人の手から金色の光がさし、五色の瓔珞がたれると見て信心を起し、十念を受けたので皆これにならつた。又一の禰宜定行が館で居ねむり中、夢にすき透つた阿弥陀仏並に菩薩衆が參宮すると見て驚き、上人參宮と知つて帰依し
- (四) 遊行廿五代上人(遊行歴代譜)
- 仏天上人。廿代一峯上人資。奥州二本松の人。永正十七年七月九日信州海野常照寺卅四才登職。遊行九年、享禄元年越前井川新善光寺に独住。元亀二年九月廿五日入寂。独住四十四年、八十

た。内宮でも一の禰宜が信仰し、その所望によつて礼讚を修し結縁した。後に雅見注進状並びに一の禰宜夢想記が神宮より上人に送られ、遊行に秘藏されることになつた。

(二) 波多瀬三郎のこと(勢州軍記卷下・統群二十一輯上)

一、生捕生害の事に、織田信雄が伊勢北畠氏をこぼした時生捕を火縛や張付けにした。波多瀬三郎十五才は無双の若衆であつたので、信雄は惜しんで助けようとしたが、波多瀬は我一人助けられるのは面目なしといい、磔殺されたという。「其最後之体皆人流涙也」と述べている。

(三) 茎目寺觀音(一遍聖絵第六、一遍上人縁起總第三)

弘安六年一遍尾張茎目寺に七日の參籠を発願。供養の力尽きて寺僧難儀の時、上人は「斷食によりて法命つくることなし。かならず宿願を果すべし」と參籠をつづけた。その夜萱津の宿の徳人二人同時に夢想を受けた。本尊の傍の毘沙門天が「大事な客人を供養せよ」と示されたので供養した。その時毘沙門天を拝すると、台座を離れて歩み出して立つていたという。

(四) 誓願寺木食楚仙上人  
醒睡笑卷之六。

誓願寺の木食楚仙、今はの時に臨み、田舎よりいにしへ月次の友なりし人、文をのぼせ「この度死の別れとなりなば追善に独吟の百韻をつらね参らせん」よしありければ、返事まではなくて「我がための弔ひ連歌めざるなよそなたの口は輪廻めきたに」

山科言繼卿記「文禄二年十月一日誓願寺木食楚仙上人死去也」

## (五) 後奈良天皇勅誥（柳原資定書状、清淨光寺藏）

多年御修行之趣達<sup>レ</sup>。御聞候。然者為<sup>ニ</sup>御結縁<sup>ニ</sup>可<sup>レ</sup>有<sup>ニ</sup>御對面<sup>ニ</sup>之  
条、可<sup>レ</sup>下令<sup>ニ</sup>上洛<sup>レ</sup>給<sup>ト</sup>之由自<sup>ニ</sup>下官<sup>レ</sup>急度可<sup>レ</sup>申之旨被<sup>ニ</sup>仰出候。遠  
路定而雖<sup>レ</sup>可<sup>レ</sup>為<sup>ニ</sup>御迷惑<sup>レ</sup>。勅命之上者、被<sup>ニ</sup>拋<sup>ト</sup>三万障<sup>レ</sup>早々御上洛專  
一候。殊者夏以來御不<sup>レ</sup>予之儀候間、別而可<sup>レ</sup>被<sup>ニ</sup>相急<sup>ニ</sup>事肝要候。  
當時御參内之儀、誠可<sup>レ</sup>為<sup>ニ</sup>一宗之再興万代之佳名<sup>ニ</sup>候間尤珍重候。  
猶真<sup>ニ</sup>継兵庫助可<sup>レ</sup>申也

恐々謹言

（弘治三年）

藤沢上人御房

丈室下

註

（右文中真継兵庫助は禁中御用の  
鑄物師、特に主上御懶の折、惡  
風を払う為の灯炉を鑄て献上す  
る役目、名は久直（東海鑄物史  
考）

資定

## (六) 誓願寺額（誓願寺縁起・譜曲誓願寺）

一遍が誓願寺に詣でたとき、和泉式部の亡靈が現われ、念佛の札を受けて苦悩をまぬがれたことを喜び、誓願寺の額を下して六字の名号にかえることを申しあげ、以後上人筆の名号額が掲げられた。それが天正元年の兵火に焼失したので、楚仙が同念に染筆を乞うて新たに掲げられたのである。今同寺には遊行十四代太空筆と伝える額がある由であるが、恐らく太空ではなく、この時の同念の筆跡であろう。

(七) 第一回の参内（おゆどののうへの日記）  
天正七年九月十三日

……ゆきやう上人御れいまいる。くわんしゆ寺中納言申つき。引前掲一遍の尾張甚目寺靈験譯の後に次のようにある。

「又僧尼の両方の間に十二の箱を置いて、蓋の上に白き色を四五寸許一筋とをされたり。是は水火の中路の白道（＝河白道）にな

ぞらへて、男女の愛恚をさけむがため也。數十一は十二光日没（日没礼讃）の心なるべし。又は函蓋相応の儀能所不<sup>レ</sup>の理を表せられるにや。なおこの箱は旅中は筈として使われた。

## (八) 荒木村重の叛乱（信長公記卷十二）

（天正七年）三月五日信長公御父子、摠州伊丹表に至つて御動座。……岐阜中将信忠、御取出、加茂岸、池の上二カ所、丈夫に御要害仰付けられ四方付城相構へ、手前々々に堀をほり、堀柵を御普請なり。

## (九) 二条御所（信長公記卷十二）

天正七年十一月三日

信長公御上洛。其日瀬田橋御茶屋に御泊り。……次の日御出京。二条御新造の御普請造畢仕るに付いて、禁裡様へ御進上なさるゝ趣。十一月五日御奏聞の處、則御博士に御日取り仰付けられ、吉日に付いて十一月廿二日新御所へ親王様行啓なさるべきに相定まり。其御用意候なり。

天正七年己卯十一月廿二日

親王様、二条新御所へ御移徒として、行啓の御時取り卯冠と候つる。辰刻に至つてなり。

(a) 第一回の参内（御ゆとののうへの日記）

天正八年一月五日

……ゆきやう上人れいほういろ／＼もちてまいらる。小御所にて御たいめんありて御十ねん。うへわたくしみな／＼うくる。おかの御所も御十ねん御うけあり。れいほうともみな／＼御おかみあり。すきはら十てうに御あふきたふ。そののち二条の御所へまいらる。

(b) 宇治橋普請（信長公記）

天正七年九月十四日

京都にて座頭衆の中に申事あり。子細は攝州兵庫に常見と申候て分限の者あり。彼者申す様には、人毎に失墜を致し候ては必ず無力仕候。一期樂々と身を楽しむべき様を案じ出だし、彼常見眼は能く候へども、千貫出だし、検校にまかりなり、都に在京すべき旨存知、其段検校衆に申理千貫つませ、常見検校と号し座頭衆の

官配をとり、年頃都に樂々とこれある処に、小座頭共申す様には、分限のものかくの如くに検校になり候はば、法度ばかりにて今までも長久に相続き候に、金銀賄にふけり、猥の子細勿体なし。其上、ばかりを重仕候て、金を取候段迷惑の由、今度信長公へ訴訟申上ぐる処、聞召分けられ検校共条々曲事の旨仰出され、御成敗なさるべきの処、種々御詫言申し、黄金二百枚進上致し、御赦免候。則此代物を以て、宇治川平等院の前に橋を懸け申すべきの旨、宮内卿（松井友閑）山口甚介両人に仰付けられ、末代のために候間丈夫に懸置くべきの旨御誼候訖。

(c) 仮面帳のこと（長谷寺繡帳切縁起）

廿一代智蓮が永正元年八月中旬、和州泊瀬に逗留した。十八日早旦五十余の老女（観音の化身）より布施として受けたのが、観音頂上にかけられた御戸帳（仮面帳）であった。藤沢山に閑居中の遊行二十代一峯（前上人）は知蓮からこれを聞き、翌年二月十九日その縁起を書き、毎年二月十八日、八月十八日道場に懸けて惣礼あるべしと定めた。縁起及仮面帳共に清淨光寺に今も蔵されている。

(d) 惠心云国土豊民厚……

淨業和讃巻上後夜讃（惠心僧都撰）

國土ユタカニ民アツク、仮法サラニサカリニテ、タノンキコトヲウタヒイフ、安穩無垢ノ界ナラム。乃至弥勒樓至マデ、出世ニカナラズ值遇セム。念佛ヒトツノチカラニテ、コレラノコトヲ成ズベシ。

## おわりに

この御修行記は、時間的には天正六年から同八年に亘り、地域的には伊勢から濃尾・近江・京・大和に及ぶ。登場人物は、天皇・皇太子をはじめ堂上貴紳、織田信長を筆頭にその一族家臣、連歌師紹巴等文化人など極めて多彩である。

織田政権が確立し、他の地方ではなお戦乱の続いている時に、彼の分国においては既に平和の曙光が見えそめている。信長の独創的な新しい施策が次々と打出され、旧秩序が急速に破壊されつつ、新らしい建設が着々成就される。そうした過渡期の世情が極めて率直にえがかれている。見聞した事実の記録も正確である。高僧の伝記にありがちな誇張や創作も少ない。宗門の記録としてもまた一般史との関連においても、高く評価されるべきものと言える。

同念は戦国末に遊行の法灯を継いだが、当時藤沢清淨光寺は有名無実の廃墟であり、諸国の末寺は戦乱の為に破壊されたものが多く、その十二年の遊行はあげて宗門復興にささげられたものであった。同念の後継者三十二代普光が、徳川政権成立と共に清淨光寺の再建、末寺の復興に着々と成果を挙げるのであるが、その地訓らしがこの上人の遊行であった。

この御修行記の記述内容が多彩豊富であることは、一読すれば理解されることであるから多くは言わないが、遊行二十四祖御修行記（水戸彰考館蔵）と併せ読むことによつて、時宗の実態・遊行の実際を理解するに便であろう。上人入寂以来既に三百八十有余年、全く知られなかつた戦国末激動期の時衆教團の姿を、この書が如実に描き出していることは喜ばしい限りである。（本学卒・藤沢高校教頭）

(昭和四十六年十一月二十日記)